

「文の京」総合戦略における主要課題の追加について

1 概要

「文の京」総合戦略（以下「総合戦略」という。）では、計画期間（4年間）で取り組むべき重要性・緊急性の高い事柄を主要課題として選定し、戦略シートに掲げた「4年後の目指す姿」に向け、戦略的な事業展開を図っている。

一方、このたびの新型コロナウイルス感染症については、未だ収束が見通せず、今後も、継続した感染拡大防止対策に取り組んでいかなければならない。このようなことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を、総合戦略における主要課題（戦略シート）に加え、今後の社会状況等の変化にも的確に対応しながら、より効果的な施策に取り組んでいくこととする。

2 新たな主要課題

（1）主要課題

新型コロナウイルス感染症対策の推進

（2）戦略シート（案）

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

令和2年 11月 議会報告（戦略シート（案））

令和3年 2月 議会報告（戦略シートの追加）

※ 令和3年度から、新たな主要課題として追加し、戦略シートに基づく進行管理を行う。

主要課題	No. 55	新型コロナウイルス感染症対策の推進
-------------	--------	--------------------------

●現状●

- 近年の国際化の進展などにより海外から侵入する感染症の増加等を踏まえ、区では、国や都と連携し、新興・再興感染症の健康危機管理対策を推進してきました。
- 令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスの感染者が発生し、世界的な大流行となっています。
- 感染症の拡大に伴い、我が国においても、令和2年4月7日、政府が7都道府県を対象に緊急事態宣言を発出し、4月16日には、その対象を全国に拡大しました。その後、緊急事態宣言は解除されましたが、感染者数は、令和2年10月時点で、累計9万人を超えています。
- この間、区（文京保健所）では、区民等からの相談対応や感染者への対応（疫学調査・移送・行政措置・医療給付等）のほか、庁内や医療機関等の関係機関との連携を図りながら、PCR検査センターの設置等、感染症の状況に応じた、様々な対策に取り組んできました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染経路は、感染した人の咳やくしゃみのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むこと等による飛沫感染と、ウイルスが付着した手で目・口・鼻を触ること等による接触感染があります。
- 感染症予防として、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、マスクの着用、手洗いの励行、換気の徹底など、「新しい生活様式」の実践が提唱されており、区としても、区民への啓発に努めています。
- 無症状病原体保有者からも感染が拡大する可能性があることから、感染拡大防止のためには、一人ひとりが感染症に関する正しい知識に基づき、予防策を実施することで、感染しない・感染させないことが大切です。

●関連する主な計画等●

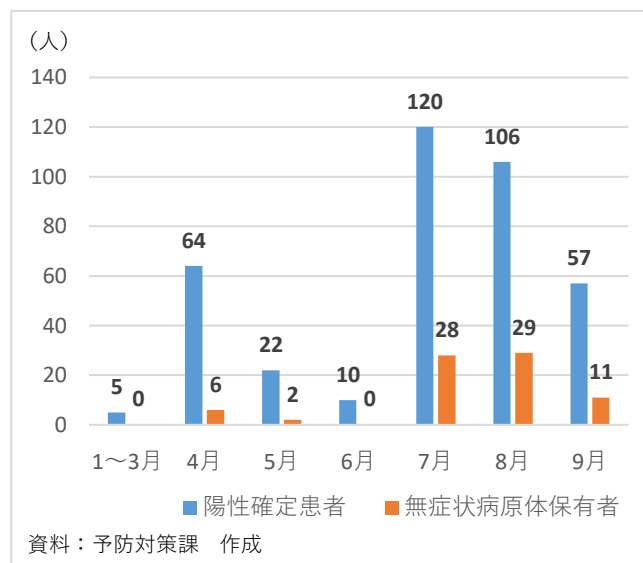
- ・ 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民に感染症予防に対する知識を啓発し、感染防止に向けた「新しい生活様式」の実践を促していく必要があります。
- ・ 感染症の発生に備え、平時から、庁内や関係機関との連携による健康危機管理体制を構築する必要があります。
- ・ 感染症の発生時には、感染症の状況に応じた適切な対応により、感染拡大を可能な限り抑制する必要があります。

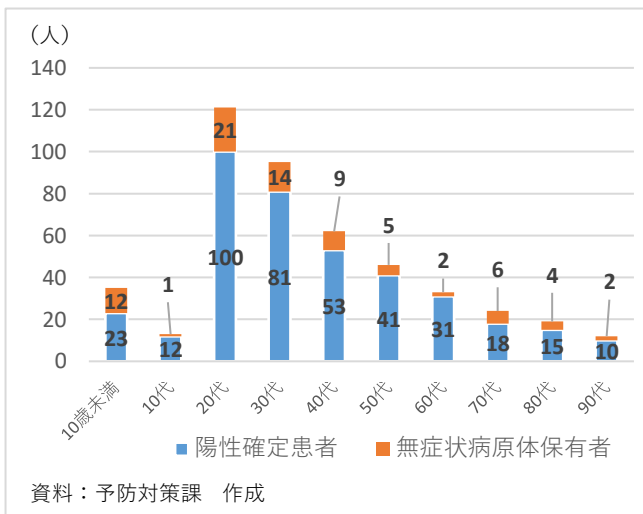
●関連データ●

① 本区における月別陽性者数（令和2年1月～9月）



本区における新型コロナウイルス感染症の月別陽性者数は令和2年4月に一度増加し、その後減少したものの、7月以降再び感染者の増が見受けられません。

② 本区における年代別陽性者数（令和2年1月～9月）



本区における新型コロナウイルス感染症の年代別陽性者数は、陽性確定患者数及び無症状病原体保有者数ともに20代が最も多くなっています。

● 4年後の目指す姿 ●

区民等が感染症予防に関する理解を深め、正しい知識に基づく感染症対策を実践することにより、感染症が予防されているとともに、庁内及び医療機関等関係機関との連携により、感染症流行時にもより適切な対応をとることができる健康危機管理体制が構築されている。

● 計画期間の方向性 ●

○ 感染症予防対策の普及啓発

感染症を予防するため、区民等に対し、個人や職場等における感染予防策の徹底等、感染症についての正しい知識と適切な予防策を周知・啓発します。

○ 健康危機管理体制の整備

庁内のほか、国や都、医療機関等の関係機関と連携し、感染症に関する情報共有や連携体制の構築等、健康危機管理体制を整備します。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

感染拡大を可能な限り抑制するため、感染症が発生した時には、感染症法に基づく感染者への適切な対応を図るとともに、PCR検査体制の整備を進めます。

● 手段（当初事業計画） ●

事業 番号	計画事業（所管課）	年次計画				事業費 （千円）
		R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	
	新型コロナウイルス感染症 対策推進事業 [予 防 対 策 課]					
	（感染症予防対策の普及啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 普及啓発（個人レベルの基本的な感染対策、職場等における感染予防策の徹底等） ▶ 感染症に関する相談（一般相談窓口） 				
	（健康危機管理体制の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁内及び国・都・医療機関等関係機関との連携による、健康危機管理体制の確保 				
	（感染症拡大防止）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 感染者対応（疫学調査・行政措置・医療給付等） ▶ 積極的疫学調査に基づく濃厚接触者への健康観察の実施 ▶ 予防接種の実施に向けた調整・準備 ▶ 感染症に関する相談（新型コロナ受診相談窓口センター） ▶ PCR検査体制の整備 				
	高齢者・障害者・子ども施設 等のPCR検査の実施 [障害福祉課・介護保険課・ 幼児保育課・教育総務課等]	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生時検査 （施設で罹患者が発生した際に、対象範囲を拡大して検査を実施） ▶ 定期検査 （施設職員に対し、定期的に検査を実施） ▶ 随時検査 （軽度の体調不良や家族が濃厚接触者になる等、勤務に懸念のある職員や、介護・高齢者施設、障害者施設への入所予定者に対し、検査を実施） <p>（対象施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生時・随時検査： 介護・高齢者施設、障害者施設、区立小中学校、区内幼稚園、児童館・育成室、区内保育所 等 ▶ 定期検査： 介護・高齢者施設、障害者施設のうち入所施設を対象 				